

○島田市立養護老人ホーム条例

平成17年 5 月 5 日

条例第88号

(設置)

第1条 島田市は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第15条第3項の規定に基づき、養護老人ホームを設置する。

(名称、位置及び入所定員)

第2条 養護老人ホームの名称、位置及び入所定員は、次のとおりとする。

名称	位置	入所定員
島田市立養護老人ホームぎんもくせい	島田市尾川16番地の2	50人

(平21条例12・一部改正)

(入所の委託の諾否)

第3条 市長は、法第11条の措置を行う者から島田市立養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）への入所の委託について依頼を受けたときは、その内容を調査し、入所の委託について諾否を決定するものとする。

(平21条例12・旧第4条繰上)

(受諾の基準)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所の委託について受諾しないことができる。

- (1) 入所定員に余裕がないとき。
- (2) 入所の委託に係る者に感染性の疾病等があり、入所者が感染するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が入所させることが不適當であると認めるとき。

(平21条例12・旧第5条繰上)

(退所)

第5条 市長は、入所者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入所者の措置を行った者の了解を得て、退所させることができる。

- (1) 入所の必要がなくなつたと認めるとき。
- (2) 入所者が養護老人ホームの秩序を乱し、他の入所者に明らかに害を及ぼすと認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が入所させていることが不適當であると認めるとき。

(平21条例12・旧第6条繰上)

(指定管理者による管理)

第6条 養護老人ホームの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 市長は、前項の指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第10条に規定する場合は、この限りでない。

(平17条例198・全改、平21条例12・旧第7条繰上・一部改正)

(指定管理者が行う管理の業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 法第11条第1項第1号の措置に係る者の養護に関する業務
- (2) 養護老人ホームの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、養護老人ホームの運営に関して市長が必要と認める業務

(平17条例198・追加、平21条例12・旧第8条繰上・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第8条 第6条第1項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(平17条例198・追加、平21条例12・旧第9条繰上・一部改正)

(指定管理者の指定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、養護老人ホームの管理を行わせるに最も適していると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、入所者に対する適切な処遇及び施設の健全な環境の保持が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、養護老人ホームの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(平17条例198・追加、平21条例12・旧第10条繰上・一部改正)

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第10条 市長は、第8条の規定による申請がなかった場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかった場合、又は養護老人ホームの適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人で老人福祉に関し十分な知識及び経験を有するもののうちから、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 前2条の規定は、前項に規定する指定管理者の候補者の選定について準用する。

（平17条例198・追加、平21条例12・旧第11条繰上・一部改正）

（指定管理者の指定等の告示）

第11条 市長は、第9条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

（平17条例198・追加、平21条例12・旧第12条繰上・一部改正）

（原状回復の義務）

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 入所者は、第5条の規定により、退所させられたときは、市長の指示に従い、施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（平17条例198・追加、平21条例12・旧第13条繰上・一部改正）

（損害賠償の義務）

第13条 故意又は過失により、養護老人ホームの建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに市長に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（平17条例198・追加、平21条例12・旧第14条繰上・一部改正）

（秘密を守る義務）

第14条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（平17条例198・追加、平21条例12・旧第15条繰上）

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
(平17条例198・旧第8条繰下、平21条例12・旧第16条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の島田市立養護老人ホームぎんもくせいに関する条例（平成13年島田市条例第32号）又は金谷富士見寮に関する条例（昭和41年金谷町条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日条例第198号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の島田市立養護老人ホーム条例（以下「新条例」という。）第7条第1項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第7条第2項及び第9条から第12条までの規定の例により行うことができる。

附 則（平成21年3月30日条例第12号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。